

自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）を含むmRNAワクチンの国民への接種中止及び、国民へmRNAワクチンの健康被害状況の周知と、mRNAワクチン接種で生じた健康被害に対する救済強化に関する意見書提出を求める陳情
(福祉健康委員会付託)

受 理 番 号 第 5 3 号

受理年月日 令和6年9月17日

付託年月日 令和6年9月26日

陳 情 者 ・ ・ ・ ・ ・
 ・ ・ ・ ・ ・

陳 情 原 文 新型コロナウイルスに対する新タイプのmRNAワクチン（レプリコンワクチン）が、令和5年11月28日に世界に先駆け国内で承認され、今秋・冬の定期接種で使用される見込みですが、国民への接種中止を求めるための意見書の提出を願いたく、理由を以下のとおり述べさせていただきます。

1 安全性の懸念

厚生労働省によると新型コロナワクチンによる健康被害救済制度認定数は7,835件／死亡認定件数747件（令和6年7月31日現在）となっており、過去45年間に申請された全ワクチンの累計健康被害救済制度認定数3,522件／死亡認定件数151件を大幅に上回り、過去に類を見ない健康被害が国民に生じています。さらに、予防接種健康被害救済制度の申請は煩雑であることから、実際の健康被害の件数はこの件数よりも多いことが推定されます。自己増殖型mRNAワクチン（以下、「レプリコンワクチン」と記す）においても、従来のmRNAワクチンと同様の健康被害が起こることは十分に予想されます。過去最大の健康被害の実態がありながら、mRNAワクチンの接種はリスクよりベネフィットが上回っていたのかどうか、徹底的な検証をされる様子もなく、被害救済を率先して進める様子も見受けられません。

また、新たに承認されたとするレプリコンワクチンは、大規模治験を実施したベトナムでは未だ承認されていない点や、この度対象株となり得るJN.1に対してヒトでの臨床実験が行われていない点から、レプリコンワクチンの安全性について信用に値するとは到底言えるものではありません。さらに、唾液や血液、汗や尿を介し、mRNAやスパイクタンパク質等が体外へ排出されヒトからヒトへ伝播する可能性を否定できないどころか、ヒトから動物、動物からヒトへ伝播する可能性も指摘されています。

2 効果の不確実性

新型コロナウイルスは変異を繰り返し、感染した場合の重症化率は低下しており、厚労省資料で示された新型コロナウイルス感染症の重症化率は、令和4年8月時点

(裏面に続く)

で季節性インフルエンザを下回っています。その後も変異を繰り返している新型コロナウイルスについて中長期的なデータが不足している上に、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に分類された現在において、健康被害の割合が高く未だ臨床試験の一部が継続されているmRNAワクチン及び新たに承認されたレプリコンワクチンを使用するのは、感染リスクに対しワクチンの安全性の担保が不十分です。

つきましては、貴議会において、厚生労働省に対し下記のとおり意見書を提出するよう、陳情いたします。

記

- 1 自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）を含むmRNAワクチンの国民への接種中止を求める意見書を提出すること。
- 2 国民へmRNAワクチンの健康被害状況の周知と、mRNAワクチン接種で生じた健康被害に対する救済強化を求めるための意見書を提出すること。